令和４年度福島県廃棄物削減等モデル事業（棚倉町、楢葉町）委託業務仕様書

１　業務の目的

令和２年度における福島県の１人１日当たりのごみ排出量（1,033g）及びリサイクル率（13.2%）は全国ワースト２位である。また、全国平均と比べて生ごみの比率が高い状況にある。

そこで、本事業では、事業系ごみと家庭系ごみそれぞれの削減に向けてモデル事業を実施することとし、令和５年度以降には本事業の成果を全県で水平展開することにより、ごみの減量及びリサイクル率の向上を図る。

今年度は市町村が主体となって、生ごみ処理機を設置し、事業系ごみまたは家庭系ごみを処理するモデルを想定している。

本委託業務においては、棚倉町及び楢葉町で実施するモデル事業について実施する。

２　業務の期間

契約締結日から令和５年３月３１日（金）まで

３　業務の内容

(1)　棚倉町モデル

棚倉町岡田生活改善センターに生ごみ処理機を設置し、地区の家庭（60 世帯程度）から発生する生ごみのリサイクルに係るモデル事業を行う。地域住民に指定した施設まで生ごみを運搬してもらい、生ごみ処理機でたい肥化し、できたたい肥は地域等で活用してもらう。

ア　生ごみの分別

地区の住民が生ごみの分別を容易に行うことができるように、受託者は、生ごみの分別手順書を作成する。

なお、分別手順書はイの生ごみ処理機の仕様に併せて作成する。

イ　生ごみ処理機の設置及び撤去

分別した生ごみを処理するため、受託者は、委託者と協議して本事業に使用する生ごみ処理機（バイオ式、たい肥型、処理能力 100kg/日以上、サイズ W2,500 × D1,260 × H2,050mm 程度）の機種を選定し、委託者及び町担当者と協議の上、岡田生活改善センターに設置する。受託者は、設置した生ごみ処理機の使用方法を町担当者に説明し、町担当者が正しく理解できたことを確認する。

生ごみ処理機はその設置に係る手続き等の準備が整い次第、設置して使用できる状態にするものする。設置期間は業務の期間内の６か月間程度とし、受託者は、設置期間終了後に当該生ごみ処理機を撤去し、町担当者の確認を受ける。

ウ　生ごみ処理機設置場所等

生ごみ処理機の設置場所は棚倉町岡田生活改善センター敷地内の屋外のため、降雨に耐えられる機種を選定又は屋根等を設置すること。

設置場所の地面は土壌のため、基礎工事を行うこと。

設置場所には電源が無いため、必要な電気工事を行うこと。

エ　生ごみ処理機設置期間中の対応

受託者は、機器のメンテナンスを適切に行い、２か月に１回以上、機器の性能低下がなく、正常に稼働していることを確認する。性能が低下していた場合は、必要な措置を講じて性能を回復させること。

また、受託者は、機器トラブル発生時の対応のため、電話相談窓口（平日の午前９時～午後５時、可能であれば土日の午前９時～午後５時を追加）を設置すること。

オ　たい肥の分析

たい肥の品質を確認するため、受託者は、業務の期間内に１回以上、完成した製品の成分分析を行う。

カ　広報

受託者は、地域住民向けに棚倉町モデルの概略、設置する生ごみ処理機の使用方法及びたい肥の使用方法についてのチラシを作成するとともに、町担当者へ完成したたい肥の配付方法について提案する。

キ　報告

受託者は、町担当者と連携し、生ごみ処理機に投入したごみの重量を計測し、設置期間中の生ごみ処理量を集計して月毎に報告書にまとめ、委託者に提出すること。

(2)　楢葉町モデル

天神岬スポーツ公園に生ごみ処理機を設置し、一般財団法人楢葉町振興公社等（以下、「選定事業者」という。）が排出する生ごみのリサイクルに係るモデル事業を行う。

ア　生ごみの分別

選定事業者の担当者が生ごみの分別を容易に行うことができるように、受託者は、選定事業者で聞き取り調査等を行い、生ごみの分別に係る課題等を整理し、分別作業を円滑に実施するための方法を提案するとともに、選定事業者の担当者と協議して分別作業の省力化に必要な機材や容器を提案する。

また、受託者は、選定事業者の担当者等と協議して生ごみの分別手順書を作成する。

なお、分別手順書はイの業務用生ごみ処理機の仕様に併せて作成する。

イ　生ごみ処理機の設置及び撤去

分別した生ごみを処理するため、受託者は、委託者と協議して本事業に使用する生ごみ処理機（バイオ式、たい肥型、処理能力 100kg/日以上、サイズ W2,500 × D1,260 × H2,050mm 程度）を選定し、委託者及び町担当者と協議の上、天神岬スポーツ公園に設置する。受託者は、設置した生ごみ処理機の使用方法を施設及び町担当者に説明し、施設及び町担当者が正しく理解できたことを確認する。

生ごみ処理機はその設置に係る手続き等の準備が整い次第、設置して使用できる状態にするものする。設置期間は業務の期間内の６か月間程度とし、受託者は、設置期間終了後に当該生ごみ処理機を撤去し、町担当者の確認を受ける。

ウ　生ごみ処理機設置場所等

生ごみ処理機の設置場所は天神岬スポーツ公園敷地内の屋外（屋根あり）のため、屋根のある屋外に設置が可能な機種を選定すること。

設置場所の地面はコンクリート及びアスファルト面であるため、生ごみ処理機の設置に当たっては、コンクリートの上部部分については、生ごみ処理機とコンクリートを固定し、アスファルトの上部部分については、設置場所にコンクリートに固定した鉄板等を敷き、生ごみ処理機を鉄板等と固定すること。

設置場所では、200V、60A の電源確保が可能である。

エ　生ごみ処理機設置期間中の対応

受託者は、機器のメンテナンスを適切に行い、２か月に１回以上、機器の性能低下がなく、正常に稼働していることを確認する。性能が低下していた場合は、必要な措置を講じて性能を回復させること。

また、受託者は、機器トラブル発生時の対応のため、電話相談窓口（平日の午前９時～午後５時、可能であれば土日の午前９時～午後５時を追加）を設置すること。

オ　たい肥の分析

たい肥の品質を確認するため、受託者は、業務の期間内に１回以上、完成した製品の成分分析を行う。

カ　広報

受託者は、隣接する公園の利用者向けに檜葉町モデルの概略の PR 看板（５枚）並びに、檜葉町モデルの概略及びたい肥の使用方法についてのチラシを作成するとともに、町担当者へ完成したたい肥の配付方法について提案する。

キ　報告

受託者は、施設の担当者と連携し、生ごみ処理機に投入したごみの重量を計測し、設置期間中の生ごみ処理量を集計して月毎に報告書にまとめ、委託者に提出すること。また、受託者は施設担当者及び選定事業者から聞き取り調査を行い、課題

を整理したうえで、報告書にまとめ、委託者に提出すること。

４　提出する報告書の提出期限と部数

受託者は、次のとおり業務完了報告書に次の書類を添付し、委託者に提出するとともに、業務完了後、電子データをＣＤ－ＲＯＭ等の電子媒体で１部提出すること。なお、委託者から業務の進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

⑴　業務着手届出、主任技術者報告書、工程表　各１部

契約後速やかに提出すること。

⑵　モデル毎の分別手順書　各１部

各モデルの生ごみ処理機設置前までに提出すること。なお、施設担当者等と協議して適宜改定し、改定の都度提出すること。

⑶　業務用生ごみ処理機のメンテナンス結果報告書　各１部

設置期間中のメンテナンス翌月の１０日までに提出すること。

⑷　生ごみ処理量実績報告書　各１部

業務完了報告書に添付すること。

⑸　たい肥の成分分析結果報告書　各１部

委託者と協議し、結果等がまとまり次第提出すること。

⑹　住民周知用のチラシ　各１部

委託者と協議し、内容がまとまり次第提出すること。

⑺　住民周知用の PR 看板デザイン案　１部（楢葉町モデル）

委託者と協議し、内容がまとまり次第提出すること。

５　その他

⑴　法令等の遵守

この業務を実施するに当たり、関係法令等を順守しなければならない。

⑵　本業務に必要な経費

上記３の業務に必要な生ごみ処理機の設置工事（電気工事を含む）、たい肥の分析等の経費は、受託者が負担するものとする。ただし、生ごみ処理機の運転に必要な光熱費は、受託者が負担しないものとする。

⑶　別途協議

本仕様書に記載のない事項は、別途協議し定めるものとする。